

「広島県地域通訳案内士」申請等提出書類一覧表

申請区分	新規登録	変更の届出	再交付		備考
			(亡失)	(著しく損じた)	
① 登録申請書 (第十一号様式)	○				注 1
② 登録事項変更届出書 (第十三号様式)		○			
③ 登録証再交付申請書 (第十四号様式)			○	○	
④ 健康診断書 (県規則様式第一号)	○				日本国の医師による診断によるもの。取得から3カ月以内のもの。
⑤ 修了証書の写し	○		○	○	
⑥ 語学の資格を証する書面 注 2	○				合格証明書、公式認定証等
⑦ 救命講習受講証明書	○				自治体や消防局が実施している普通救命講習((Ⅰ)又は(Ⅱ))、又は日本赤十字社が実施している救急法基礎講習の修了証カード等
⑧ 宣誓書 (県規則様式第二号)	○				
⑨ 写 真 (2枚)	○	○	○	○	最近6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0cm×横2.5cm、台紙を付けないもの。裏面に氏名記入。
⑩ 手数料	5,100 円	4,000 円	4,000 円	4,000 円	
⑪ 広島県地域通訳案内士登録証		○		○	
⑫ 当該変更が行われたことを証する書面		○			住民票、戸籍抄本、健康保険証など
⑬ 代理する権限を付与したことを証する書面	○	登録を受けようとする者が日本国外に居住している（非居住者である）場合に限る。			様式例あり 注 3
⑭ 代理人が法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書	○				
⑮ 代理人の誓約書 (県規則様式第三号)	○				

注 1 新規登録申請は登録を受けようとする者本人が広島県観光課の窓口で行うこと。

注 2 令和8年度以降に育成研修を修了した者は、語学資格の証明書を提出すること。

注 3 非居住者とその代理人が業務上密接な関係を有することを証する書面を添付すること。

注 4 郵送による登録証の受け取りを希望する者は、返信用封筒（定型郵便物に該当するもの）に宛先を記入し、460円分（簡易書留）の切手を貼り付け、提出書類に添付すること。

注 5 住民票等の提出が必要な場合があること。

《申請・問合せ先》 広島県商工労働局観光課 観光戦略推進グループ

〒730-0031

広島市中区紙屋町1丁目1-20 いよぎん広島ビル6階 Tel : 082-249-7797 Fax : 082-249-7796